解散公告

当社は、平成二十四年九月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月五日

佐賀県佐賀市高木瀬西四丁目二番二五号

有限会社サガデンタル

清算人　中谷　義晴

解散公告

当法人は、平成二十四年六月三十日総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月五日

熊本県熊本市北区植木町広住五八四番地の一四　特定非営利活動法人植木たすけあい

清算人　福田　和子

解散公告（第一回）

当農事組合法人は、平成二十四年八月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当農事組合法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月五日

青森県弘前市大字十腰内字猿沢一五〇番地

農事組合法人津軽富士農牧場

清算人　木村　愼一

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年九月十九日仙台市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出て下さい。右期間内に申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月五日

仙台市太白区富田字上野西三八番一

仙台市山田田中前土地区画整理組合

清算人代表　渡邊　忠雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年九月九日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月五日

高知市長浜四四五〇番地三一

社団法人高知雇用開発センター

代表清算人　田中　俊次

解散公告（第一回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により、平成二十四年四月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月五日

高知市高須二丁目四番一〇号

財団法人新木保育園運営協議会

代表清算人　斎藤　高行

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年九月一日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月五日

熊本市中央区新屋敷一丁目二番三七号

財団法人熊本同盟会館

代表清算人　椎葉　武文

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月三十日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月五日

茨城県水戸市天王町二番四六号

財団法人茨城県海外殉難物故者慰霊碑保存会

清算人　嶋津孝二郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年八月二十四日開催の社員総会の決議並びに千葉県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月五日

千葉県柏市柏二丁目二番四号

医療法人社団すみれ会

清算人　細田　直志

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年七月十三日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十四年八月二十三日徳島県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月五日

徳島県徳島市仲之町一丁目三七番地

学校法人渡辺学園

清算人　渡辺　博文

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年九月十八日大分県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月五日

大分県豊後大野市緒方町滞迫二二九番地

清算法人傾山土地改良区

代表清算人　髙宮　正

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年五月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月五日

横浜市緑区中山町二一九番地

医療法人アルタ会

清算人　溝上　智子

解散公告（第三回）

当管理組合は、平成二十三年十一月三日開催の第十七期通常総会の決議により解散したので、当管理組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月五日

静岡県熱海市林ガ丘町四の一

コスモ熱海林ヶ丘管理組合

清算人　河原　嘉良

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年五月六日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月五日

大分県佐伯市本匠大字三股六九六番地一

清算法人浜後井路土地改良区

代表清算人　髙野　朝重

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年九月四日志布志市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月五日

鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目一番一号

清算法人志布志町土地改良区

清算人代表　大野　全生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市富岡町一丁目七七番地七六、最後の住所函館市富岡町一丁目五五番一二号　被相続人　亡　佐藤けい子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月五日

函館市本町三番一二号カーニープレイス函館六階

相続財産管理人　弁護士　和根﨑直樹

社会福祉法人設立のお知らせ

平成二十四年七月五日仙台法務局にて設立登記を完了し、社会福祉法人柏木福祉会が発足しましたのでお知らせいたします。

平成二十四年十月五日

仙台市青葉区柏木一丁目一番三六号

社会福祉法人柏木福祉会

理事長　源　哲朗